

2012.9.28

2012 年度 第 45 回日本女子オープンゴルフ選手権競技
第 2 ラウンド 16 番ホール 森田理香子選手のルーリング

【状況】

パッティンググリーン上でアドレス後に球が動いた。

【裁定】

球の動いた原因についてルールズオフィシャルが森田選手に事情を聴取したところ、「アドレス後に球が動いたのは風ではなく、おそらく傾斜によって動いたのではないか」との回答を得たので、規則 18-2b に基づいて 1 打の罰を加えてリプレースした。

【関連規則・裁定】

規則 18-2b、裁定 18-2b/11

【解説】

アドレス後に球が動いた場合、1 打の罰が課せられることを規定している規則 18-2b は 2012 年規則改訂で例外規定が追加されたが、本文の規定については改訂されていない。追加された例外は、「プレーヤーが球を動かす原因となっていないことが分かっているか、ほぼ確実な場合はこの規則 18-2b は適用されない」ことを規定している。つまり、プレーヤー以外のもの、例えば、突風などの自然現象によって球が動かされたことが明白な場合、規則 18-2b は適用されないので、罰なしに球は新しい位置からプレーしなければならない。

自然現象について、裁定 18-2b/11 では、「規則 18-2b 例外を適用する際、重力それ自体は自然現象とは考えない」と規定している。つまり、アドレス後に傾斜によって球が動いた場合は規則 18-2b 例外に該当せず、規則 18-2b が適用され、1 打の罰を加えて球をリプレースしなければならない。

競技運営委員長 溝口まち子

定義「球にアドレス」

2 球にアドレス(Addressing the Ball)

プレーヤーはスタンスをとっていたかどうかにかかわらず、球の直前、または直後の地面にクラブを置いた時にそのプレーヤーは「球にアドレス」したことになる。

18-2b アドレスしたあとで動いた球

プレーヤーのインプレーの球がアドレスしたあとで動いた場合(ストロークの結果として動いた場合を除く)、プレーヤーはその球を動かしたものとみなされ、1 打の罰を受ける。プレーヤーがストロークを始めたあとや、ストロークのためにクラブを後方に動かし始めたあとに球が動き、その球をストロークしてしまった場合を除き、その球はリプレースされなければならない。

例外：プレーヤーが球を動かす原因となっていないことが分かっているか、ほぼ確実な場合、規則 18-2b は適用しない。

裁定 18-2b/11 アドレスしたあとで、他のものにより球が動かされる

質問：プレーヤーがインプレーの球にアドレスしたあとで、他のもの(例えば、他のプレーヤーによりプレーされた球)がプレーヤーの球を動かした。プレーヤーは規則 18-2b に基づく罰を受けることになるか。

回答：罰を受けない。プレーヤーが球の動く原因となっていないことが分かっているか、ほぼ確実であるので、規則 18-2b は適用とならない(規則 18-2b 例外参照)。他のものが球を動かす原因となった場合は、そのものに対して適用できる規則(例、規則 18-1, 18-2a, 18-3, 18-4, 18-5)が適用となる。

同様の原則がアドレス後にインプレーの球が風や水、その他の自然現象によって動かされたことが分かっているか、ほぼ確実な場合にも適用となる。つまり、そのような場合、罰なしに球は新しい位置からプレーされなければならない。規則 18-2b 例外を適用する際、重力それ自体は自然現象とは考えない。したがって、重力以外のもの(例、局外者や自然現象)が球を動かす原因となったことが分かっているか、ほぼ確実であるという証拠がなければ、プレーヤーは規則 18-2b に基づく 1 打の罰を受け、その球をリプレースしなければならない。